

施工条件明示書

1 工程関係

(1) 本工事における施工時間帯は、昼間（8：00～17：00）を見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯が変更になった場合には、別途協議すること。

なお、床版補修工、伸縮装置工については、2班での施工を見込んでいる。

2 建設副産物関係

工事の施工により発生する建設副産物は、下記の場所に搬入し、再資源化することを見込んでいるが、搬入施設を指定するものではない。なお、運搬、搬入等にあたり産業廃棄物に該当する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

(1) アスファルト殻（工事箇所A）

- ・ 処分場所：安芸郡熊野町字深原平 2668-32 鹿島道路(株)広島東合材製造所
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 23.0km
- ・ 受入費用：平日昼間の受入費用

(2) コンクリート殻 無筋（工事箇所A）

- ・ 処分場所：広島市安佐南区八木町字馬淵 128-4 太平土木(株)タイヘイ八木リサイクル場
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 19.6km
- ・ 受入費用：平日昼間の受入費用

(3) コンクリート殻 有筋（工事箇所A）

- ・ 処分場所：広島市南区出島 2-12-13 (株)河崎マテリアル 出島工場
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 14.5km
- ・ 受入費用：平日昼間の受入費用

(4) アスファルト殻（工事箇所B）

- ・ 処分場所：広島市佐伯区五日市港 2-6-3 大林道路(株)広島アスファルト混合所
- ・ 運搬距離：片道運搬距離 15.4km
- ・ 受入費用：平日昼間の受入費用

(5) ショットブラスト工

本工事で発生するショットブラスト廃材の運搬・処分費は計上していないため、設計変更の対象とする。

3 舗装切削後のコンクリート床版について（工事箇所A）

(1) 床版調査業務

目的：床版劣化部の位置・寸法を計測し調書を作成する。

調査項目：床版打音検査・打音点検調書作成

床版調査業務費は、土木設計業務等標準積算基準書・第4編・第1章4-2・橋梁定期点検業務等積算基準の(5)第三者被害予防措置の2)打音検査、(6)点検調書作成の2)第三者被害予防措置を計上し、業務経費を見込んだ金額を登録単価F0005としている。

※これに係る工事経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）は除外される。

(2) 橋梁補修工

舗装切削後に床版調査を実施し、鉄筋コンクリート床版補修（断面修復）を実施するものとする。断面修復は、コンクリートカッター・浮き箇所撤去清掃・鉄筋露出時の鉄筋ケレン及び防錆措置・コンクリートプライマー・超速硬無収縮モルタル打設・養生を見込んでいる（参考図：断面修復方法参照）。なお、設計数量は過年度実績による想定数量であり、調査結果に基づく数量により設計変更の対象とする。

(3) ショットブラスト工

床版防水施工前に、コンクリート床版面に塵埃・油脂・タックコート・防水材・アスコン塊等の新設する防水層との付着を阻害する有害物の無いことが確認できる場合のみ、監督員と協議の上ショットブラスト工を省略することができる。設計変更の対象とする。

4 排水性舗装の雨水排水処理

本工事の施工区間は、密粒度アスファルト舗装が施工されている箇所もあり、排水性舗装の施工にあたっては舗装面からの雨水排水の流末処理方法を確認する必要がある。現地の状況、導水材の能力等を考慮し、必要に応じて最適な流末処理を行うこと。なお、流末処理を行う上で必要になった集水柵、側溝の加工等に係る費用については設計変更の対象とする。

5 防水シートの処理

橋梁部の路面切削区間においては、防水シートが施工されている可能性がある。防水シートの施工が確認された場合は適正に処理を行うこと。なお、防水シートの処分に係る費用については設計変更の対象とする。

6 伸縮装置工について

花見岩上橋（上り）、花見岩下橋（上り）の2橋について、伸縮装置の補修を実施するものとする。なお、施工方法等に関し事前に監督員と協議すること。

7 他工事等との調整について

他工事との調整が必要となる工事は以下のとおりである。

広島高速1号線では、本工事期間中に床版取替工事及び法面修繕工事の発注を見込んでおり、現在上り線での工事を想定している。施工については上り線からの施工を優先することを原則とし、関係者と十分協議のうえで、相互協力して工事を円滑に施工しなければならない。

工事名	発注者	工事内容
令和4～6年度 広島高速1号線3橋床版取替工事（新規発注予定）	広島高速道路公社	床版取替
令和4年度 広島高速1号線法面修繕工事（新規発注予定）	広島高速道路公社	法面修繕
広島高速道路維持修繕工事（既契約工事）	広島高速道路公社	維持修繕作業全般、雪氷作業等

8 安全対策関係

(1) 工事の実施にあたっては、一般交通及び沿道住民に迷惑をかけないように十分配慮すること。また、交通規制の実施にあたっては、広島高速道路公社制定「保安施設設置基準」に基づき実施すること。

(2) 施工は車線規制での施工を原則とするが、馬木出入口付近および温品出口付近での施工においては、通行止めによる規制も想定されるため、公安委員会への事前協議等が必要となる場合もある。規制方法等については事前に交通管理者、道路管理者と協議することとし、協議により施工条件に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

(3) 交通誘導員は、舗装工施工時に1日あたり交通誘導警備員A：1名、交通誘導警備員B：2名、規制車：1台の配置を見込んでおり、以下のとおり計上している。なお、交通誘導員の配置場所等は、監督員と事前に協議すること。

○工事箇所A

- ・ 交通誘導警備員A（昼間、交替要員なし） 57人
- ・ 交通誘導警備員B（昼間、交替要員なし） 114人
- ・ 規制車（2t車・ソーラー式・LED式） 1台×57日=57台

○工事箇所B

- ・ 交通誘導警備員A（昼間、交替要員なし） 7人
- ・ 交通誘導警備員B（昼間、交替要員なし） 14人
- ・ 規制車（2t車・ソーラー式・LED式） 1台×7日=7台